「法」が規定するいじめの防止等への組織的対策(市町村の対応状況)

平成27年11月現在

1 「地方いじめ防止基本方針」の策定状況(法第12条・努力義務)

総数	策定済	策定に向けて 検討中
63	51	12

埼玉県の場合 済

2 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置状況(法第14条第1項・できる)

総数		法の趣旨を踏まえ た会議体を設置	設置に向けて 検討中
63	37	10	16

埼玉県の場合 済

3 教育委員会の附属機関の設置状況(法第14条第3項・できる)

総数	設置済	設置に向けて 検討中	設置するか どうかを検討中	別の組織で対応
63	41	20	1	1(※1)

埼玉県の場合 済

(注※1)地方公共団体の長の附属機関が設置されており、その設置機関が「重大事態」の調査を行う。

4 再調査に関する行政部局の附属機関の設置状況(法第30条第2項・できる)

総数	設置済	設置に向けて 検討中
63	38	25

埼玉県の場合
済

5 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況(法第13条・義務)

	総数	策定済
市町村立小学校	811	811
市町村立中学校	420	420
市町村立高等学校	9	9
市町村立特別支援学校	4	4

- (注1) 全定併置の高等学校については、それぞれで回答
- (注2) 小学校は、3つの休校を除く
- (注3) 中学校は、1つの休校を除く
- 6 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(法第22条・義務)

	総数	設置済
市町村立小学校	811	811
市町村立中学校	420	420
市町村立高等学校	9	9
市町村立特別支援学校	4	4